

あなたと共に。未来を育てる。



2025 年 10 月

相続手続きの委託について

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

神奈川銀行は、2025 年 11 月より下記のとおり相続手続きを横浜銀行に委託いたします。

横浜フィナンシャルグループの横浜銀行・東日本銀行・神奈川銀行は各行連携し、今後もより一層サービスの向上に努めてまいります。

記

1. 委託開始日

2025 年 11 月 4 日(火)

2. 相続手続きについて

横浜フィナンシャルグループの神奈川銀行は、相続手続きを横浜銀行に委託いたします。

委託開始日以降、神奈川銀行の相続の受付・相続関係書類の送り元・提出先などは、横浜銀行の相続サポートセンターにて承ります。

※被相続人の取引内容によっては、神奈川銀行のお取り扱い店の担当者より、お手続きに関するご案内をすることがあります。

なお、神奈川銀行の本支店窓口で相続関係書類をご提出される際は、神奈川銀行の書類のみ提出可能です。神奈川銀行の本支店窓口で横浜銀行・東日本銀行の書類をお預かりすることや、横浜銀行・東日本銀行の本支店窓口で神奈川銀行の書類をお預かりすることはできませんので、あらかじめご留意くださいますようお願いいたします。

以上